

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

瀬戸市長 増岡錦也

瀬戸市規則第29号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成17年瀬戸市規則第39号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(こども家庭課) 第25条 <省略> 2 <省略> 3 子育て支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <省略> <u>(2) 児童手当に関すること。</u> <u>(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関すること。</u> (4) 私立幼稚園の補助金に関すること。 4 <省略> (国保年金課) 第27条 <省略> 2から4まで <省略> 5 <省略> (1) 子ども医療費、心身障害者医療費、 <u>母子・父子家庭等医療費及び精神障害者医療費の助成に関すること。</u> (2)から(4)まで <省略> (福祉事務所)	(こども家庭課) 第25条 <省略> 2 <省略> 3 子育て支援係においては、おおむね次の事務を分掌する。 (1) <省略> (2) 子ども手当に関すること。 (3) 児童手当に関すること。 (4) 母子及び寡婦福祉に関すること。 (5) 私立幼稚園の補助金に関すること。 4 <省略> (国保年金課) 第27条 <省略> 2から4まで <省略> 5 <省略> (1) 子ども医療費、心身障害者医療費、 <u>母子家庭等医療費及び精神障害者医療費の助成に関すること。</u> (2)から(4)まで <省略> (福祉事務所)

<p>第40条 瀬戸市福祉事務所条例（昭和47年瀬戸市条例第8号）に規定する瀬戸市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）においては、生活保護法（昭和25年法律第144号）、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び<u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務等を分掌する。</p>	<p>第40条 瀬戸市福祉事務所条例（昭和47年瀬戸市条例第8号）に規定する瀬戸市福祉事務所（以下「福祉事務所」という。）においては、生活保護法（昭和25年法律第144号）、<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び<u>母子及び寡婦福祉法</u>（昭和39年法律第129号）に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務等を分掌する。</p>
---	--

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。